

個人情報漏えい等事案の公表基準

1 趣旨

市政の透明性の確保及び適正な業務の推進を図るため、個人情報の漏えい等（漏えい、滅失又は毀損をいう。以下同じ。）が発生した場合の公表基準を示すもの。

2 公表対象

個人情報の漏えい等が発生した場合は、公表を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公表とすることができるものとする。

- (1) 公表することで個人の生命、身体、財産の安全を侵害するおそれがある場合
- (2) 公表することで捜査及び裁判に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 被害者が公表を望まない意思を明確に示した場合
- (4) 第三者に閲覧されることなく速やかに回収した場合など二次的被害のおそれがない場合
- (5) その他非公表とすることに相当の理由があると認められる場合

3 公表方法

- (1) 次のいずれかに該当する重大な事案については、発生の都度、当該事案を所管する部署において、事案の性質に応じて瀬戸市ホームページへの掲載など適切な方法により、個別に公表を行うものとする。

ア DV 等支援措置情報、要配慮個人情報、特定個人情報が含まれる事案

イ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある事案

ウ 不正の目的をもって行われたおそれがある事案

エ 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える事案

オ 上記アからエまでに掲げる事案のほか、事案の内容、経緯、被害状況等に照らして公表すべきと認められる事案

- (2) (1)以外の事案については、年2回、上半期と下半期に分け、瀬戸市ホームページへの掲載により、一括して公表することとする。

4 公表内容

公表内容は以下を標準とし、事案の性質に応じて所管部署が決定するものとする。

- (1) 概要
- (2) 原因
- (3) 発生後の対応
- (4) 再発防止策

5 適用日

この基準は、令和8年6月1日以降に発生した事案について適用する。